

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月28日
【会社名】	株式会社ヴィア・ホールディングス
【英訳名】	VIA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大場 典彦
【本店の所在の場所】	東京都文京区関口一丁目43番5号
【電話番号】	03-5155-6801（代表）
【事務連絡者氏名】	総合政策担当取締役 今井 将和
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区関口一丁目43番5号
【電話番号】	03-5155-6801（代表）
【事務連絡者氏名】	総合政策担当取締役 今井 将和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、B種優先株式の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、平成26年2月6日付で臨時報告書を提出しておりますが、平成26年3月28日開催の当社臨時株主総会において株式会社ヴィア・ホールディングスB種優先株式の発行に必要な定款変更案及び第三者割当によるB種優先株式発行の議案が承認され、併せて同日の普通株主及びA種優先株主によるそれぞれの種類株主総会決議において上記定款変更案が承認されたことにより、記載事項の一部に訂正が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正事項は、以下のとおりであります。

2 報告内容

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額

15 第三者割当の場合の特記事項

(3) 発行条件に関する事項

(6) 大規模な第三者割当の必要性

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(訂正前)

(1) 発行価額の総額 1,000,000,000円

(2) 資本組入額の総額 500,000,000円

(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、500,000,000円であります。

なお、当社は、平成26年2月6日開催の取締役会において招集を決議し平成26年3月28日開催予定の臨時株主総会において承認されることその他法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件として、本優先株式の払込期日(平成26年3月31日)に、資本金及び資本準備金をそれぞれ1,669,680,800円及び102,006,550円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定しております。

(訂正後)

(1) 発行価額の総額 1,000,000,000円

(2) 資本組入額の総額 500,000,000円

(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、500,000,000円であります。

なお、当社は、平成26年3月28日開催の臨時株主総会の承認に基づき、その他法令に基づき必要な手続きを経た上で、本優先株式の払込期日(平成26年3月31日)に、資本金及び資本準備金をそれぞれ1,669,680,800円及び102,006,550円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定しております。

15 第三者割当の場合の特記事項

(3) 発行条件に関する事項

(訂正前)

<前略>

本優先株式の払込金額は、上記株式価値算定書における評価額の範囲内であるため、本優先株式の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念の

ため、本優先株式発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本優先株式の払込金額は、上記株式価値算定書における評価額の範囲内であるため、本優先株式の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条に基づく特別決議によるご承認を頂いております。

<後略>

(6) 大規模な第三者割当の必要性

(訂正前)

上記15.(4)に記載のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、

本優先株式の発行は、当社における継続的な新規出店及び店舗改装による安定的且つ長期的な成長の実現には必要不可欠であり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、及び

上記14.(2)に記載のとおり、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ投資契約に違反がない限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6ヶ月間が経過した場合等に限定されること、当初転換価額の修正について6ヶ月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること、

により本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

また、本優先株式発行については、平成26年3月28日開催の臨時株主総会において、特別決議によるご承認を頂く予定です。

(訂正後)

上記15.(4)に記載のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、

本優先株式の発行は、当社における継続的な新規出店及び店舗改装による安定的且つ長期的な成長の実現には必要不可欠であり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、及び

上記14.(2)に記載のとおり、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ投資契約に違反がない限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6ヶ月間が経過した場合等に限定されること、当初転換価額の修正について6ヶ月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること、

により本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

また、本優先株式発行については、平成26年3月28日開催の臨時株主総会において、特別決議によるご承認を頂いております。